

2013 年 10 月 4 日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

国務大臣・「特定秘密の保護に関する法律」担当大臣 森まさこ 様

国際婦人年連絡会

世話人 橋本 葉子

實生 律子

山口みつ子

## 「特定秘密の保護に関する法律案」に反対し、 法案提出の断念を求める要望書

国際婦人年連絡会は、「平等・開発・平和」を共通の目標にし、日本国憲法が活かされる社会の実現を求めて活動しております。

安倍内閣が臨時国会に提出しようとしている「特定秘密の保護に関する法律案」は、日本を戦前の暗黒政治のもとでの監視社会に引き戻すことさえ懸念させる内容であり、私たちは本法案に強く反対します。

第一に、現在多くの国家情報は秘密にされており、この法律を制定する必要はありません。政府が法案の概要しか示さず、わずか2週間のパブリックコメント募集でこのような重要な法律を制定しようとしていることを強く危惧します。

第二に、この法案は、国民の知る権利、取材・報道の自由を侵害するものです。行政機関の長が「特定秘密」と指定するのは①防衛、②外交、③安全脅威活動、④テロ活動に関する情報とされていますが、それらは原発関連なども含むあらゆる分野にわたります。国民の知る権利、表現の自由は著しく侵害され、国民主権・民主主義は根底から破壊されます。

第三に、政府の法案は、憲法第3章に規定された国民の権利及び義務の領域で、特に市民活動を抑圧し、基本的人権を侵害するものです。「特定秘密」の漏えいについては過失も処罰され、故意の漏えい・取得は「未遂、共謀、教唆、煽動」が処罰対象となり、公務員、民間人、国会議員までが処罰されます。情報公開請求の相談や呼びかけなどの市民活動についても、「テロ活動との関係」などの名目で思想・信条に関わる個人情報が調査され、重大なプライバシー侵害が起きかねません。

このような例示だけでも、法案は現憲法の根幹を全面的に揺るがす内容であり、国民主権を守る立場にある政府がこのような法案を準備することは看過できません。

よって、以下要望します。

### 記

1. 「特定秘密の保護に関する法律案」に強く反対し、法案提出の断念を求めます。